

監査機能の強化に関する要望

すべての地方公共団体が自ら責任ある監査を実施するため、監査の独立性・専門性をさらに強化する必要がある。よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 町村の実情に応じた監査基準の策定

統一監査基準については、各地方公共団体が監査基準を策定するにあたり参考とすべき参酌基準として国が定める方向で検討されているが、その内容については地方公共団体の規模や監査事務局体制には大きな差があることから、町村の実情を踏まえた基本的事項にとどめ、詳細については、各町村の実情に応じて各町村が監査基準を策定する制度設計とすること。

なお、その際、本会が参酌基準を基に監査基準を策定し、それを基本として各町村が実情に応じて監査基準を策定する仕組みとすること。

2 参酌基準策定のための協議会等

参酌基準を策定するための協議会等を設ける場合には、町村監査の実情に詳しい実務者や、学識経験者を必ず参画させること。

3 監査委員事務局の強化

監査体制を充実強化するため、監査委員事務局を必置制とし、事務局体制を整備するとともに、交付税措置を強化すること。

4 監査委員の独立性の確保

監査の独立性を図るため、監査委員は議会において選任できるようにすること。

平成29年1月26日

全国町村監査委員協議会

第26回定期総会